

マンション管理のお悩み、お困りごとはありませんか？

マンション管理アドバイザーを派遣します！！



管理規約はこの
ままでいいのかな？

大規模修繕工事
ってどうやるの？

事業概要

●派遣対象

川西市内の分譲マンション管理組合等

●派遣アドバイザー

マンション管理士などの専門家 ※アドバイザーは指名できません

●費用

無料

●派遣回数、相談時間

年度内に3回派遣可能、1回あたり原則2時間まで

●申請受付期間

令和8年4月1日(水)から令和9年1月15日(金)まで

※派遣希望日の30日前までに、申請書をご提出ください。

【お問い合わせ・事前相談窓口】

〒666-8501

川西市中央町12番1号 川西市役所 5階住宅政策課

☎ 072-740-1205

✉ kawa0207@city.kawanishi.lg.jp

▼HP



アドバイザー派遣制度の流れ

①事前協議

●事前協議書(様式第1号)を市へ提出



※相談内容が派遣可能な内容か確認します。

②申請

●事前協議後、申請書(様式第2号)を市へ提出。
(派遣希望日の30日前まで)



③アドバイザー決定

●「分譲マンション管理アドバイザー派遣決定通知書」を市より送付。



④アドバイザー派遣

●アドバイザーと申請者で日時等を調整後派遣。



⑤実績報告

●派遣後、実績報告書(様式12号)を市へ提出。
(派遣終了後、速やかに提出ください)

※※注意事項※※



●相談内容によっては、派遣事業を利用できない場合がございます。

相談できる内容	相談できない内容
管理組合等の運営、管理規約等に関する事。 管理費、修繕積立金等の財務に関する事。 マンション管理に係る契約に関する事。 大規模修繕工事並びに長期修繕計画の作成及び見直しに関する事。 管理計画認定制度を意識した管理の適正化に資する取り組みに関する事。 マンションの建替えに関する事。 マンションの改修又は耐震性の向上に関する事。	測定器等を使用した建物の精密測定、詳細調査及び劣化診断、大規模修繕工事及び長期修繕計画の作成、設計及び工事監理、維持管理業務の受注及び発注、設計又は施工業者の選定及び紹介、見積等の比較検討、居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整、営業活動又は勧誘、建物の瑕疵の判断 上記に掲げるもののほか派遣趣旨に合致しない事項

●アドバイザーは、管理組合が意思決定を行うための助言を行うものであり、管理組合の意思決定に基づいて生じた結果について責任を追う者ではありません。

●予算がなくなり次第終了いたします。